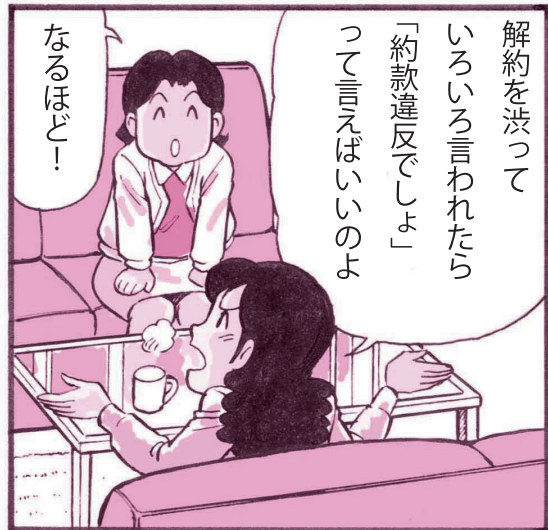
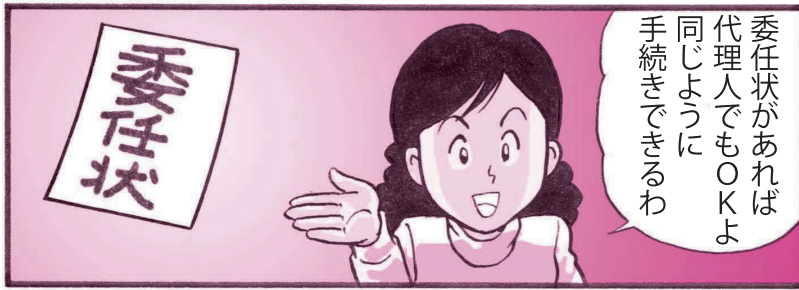
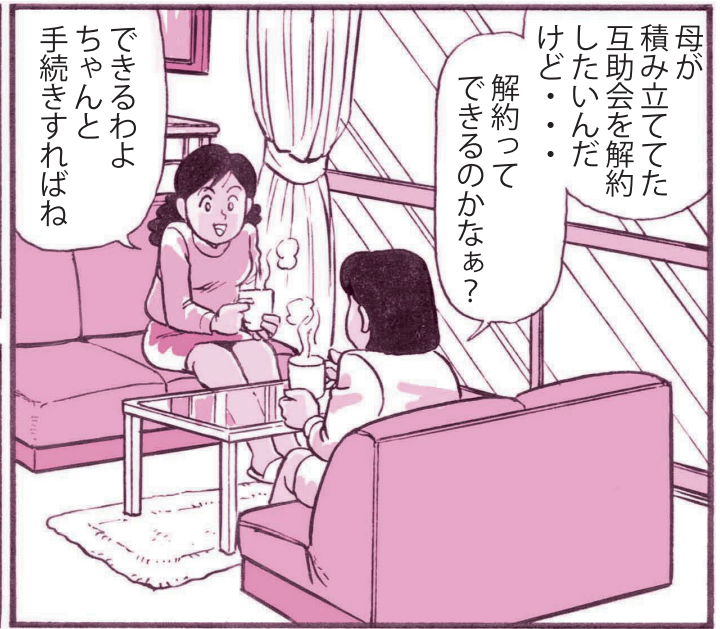


互助会って解約できるの？



解約の手順 入会の互助会に解約を申し出る

加入者本人が解約の手続きをする場合

加入者以外の方(代理人)が解約の手続きをする場合

<p>ご用意するもの</p>	<p>1.加入者証(会員証) 2.本人であることを証明するもの 3.印鑑 4.銀行等口座番号(払戻金振込み用)</p>	<p>加入者本人から「解約に関わる一切の権限を委ねる」旨の委任状が必要です。それ以外は、「本人解約の場合」と同じです。ただし、互助会から加入者本人に「解約の意志」を確認することがあります。</p>
<p>返金の額</p>	<p>払い込まれた掛金の合計額から、所定の解約手数料を差し引いた金額。解約手数料は、ご加入時の契約に基づいて計算されます「解約払戻金表」により計算根拠を必ず確認しましょう</p>	<p>基本的に、「本人解約の場合」と同じ。「返金先」は、「原則として加入者本人」に直接返金されます。</p>
<p>返金の時期</p>	<p>解約された日から45日以内。経済産業省では、「できるだけ速やかに処理すること」としています。</p>	<p>「本人解約の場合」と同じ。</p>